住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

- (イ)　第41条
  - 【特定認定長期優良住宅以外】
    - (a)　新築されたもの
    - (b)　建築後使用されたことのないもの
  - 【特定認定長期優良住宅】
    - (c)　新築されたもの
    - (d)　建築後使用されたことのないもの
  - 【認定低炭素住宅】
    - (e)　新築されたもの
    - (f)　建築後使用されたことのないもの
- (ウ)　第42条第1項　建築後使用されたことのあるもの
  - (a)　第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から
  - (b)　(a)以外

の規定により、下記の家屋　　年　　月　　日
- (ハ)　新築
- (ニ)　取得

が、この規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	奈良県磯城郡川西町大字
家屋番号	
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1)　売買　　(2)　競落

年　　月　　日